

子育てを支援する給付制度をお知らせします

問こども支援課 ☎ ⑤1 6716 ・ ⑤1 6717

子ども医療費助成

- ▶ 支給対象 ※所得制限があります。
市内に住所を有し、各種医療保険に加入している0歳から15歳の児童（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
国民健康保険加入の乳児（1歳の誕生日末日までの保護者には所得制限がありません）
- ▶ 支給額
入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）の自己負担額の全額

特別児童扶養手当

- ▶ 支給対象 ※所得制限があります。
重度障害児（※1）、中度障害児（※2）または内部障害があり、病状が重度障害児や中度障害児と同等の障害と認められる児童を養育している人
- ※1…身体障害者手帳1級～2級（内部障害を除く）、愛護手帳Aまたはこれらと同程度の障害がある児童
- ※2…身体障害者手帳3級または4級の一部（いずれも内部障害を除く）、愛護手帳Bの一部またはこれらと同程度の障害がある児童
- ▶ 支給額（児童1人に付き月額）【重度障害児の場合】 52,500円 【中度障害児の場合】 34,970円

児童扶養手当

- ▶ 支給対象
離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）を監護している母、児童を監護し生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育している人
- ▶ 支給額 ※所得制限により支給額が変わります。
（児童1人に付き月額（目安））
【全部支給の場合】
児童1人の場合：43,160円
2人の場合：53,350円
【一部支給の場合】
児童1人の場合：10,180円～43,150円
2人の場合：15,280円～53,330円
※児童が3人以上の場合はお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

- ひとり親家庭の父または母が、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講することを支援するために支給されます。
- ▶ 支給対象
市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母
※教育訓練受講前に事前相談が必要となります。
 - ▶ 支給額
入学科と受講料の合計の60%（上限200,000円）

児童手当

- ▶ 支給対象
0歳から15歳の児童（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）を養育している人
- ▶ 支給額 ※所得制限により支給額が変わります。
（児童1人に付き月額）
【所得制限未満の場合】
3歳未満：15,000円
3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生：10,000円
【所得制限以上の場合】 5,000円



ひとり親家庭等医療費助成

- ▶ 支給対象
次のいずれかに該当する人
①ひとり親家庭の父または母と児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
※父または母と児童のいずれも市内に住所を有する人
②父母のいない児童
- ▶ 支給額
入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）
【児童】 自己負担額の全額
【父または母】
自己負担額のうち、医療機関ごとに1か月に付き1,000円を超えた額（処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合計から1,000円を超えた額）



高等職業訓練促進給付金

- ひとり親家庭の父または母が、看護師などの資格取得のため、養成機関で1年以上の修業をする場合に支給されます。
- ▶ 支給対象 ※所得制限があります。
市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母
※対象となる資格については、お問い合わせください。
 - ▶ 支給額
（月額）【市民税非課税世帯】 100,000円
【市民税課税世帯】 70,500円

※いずれの支援も、支給を受けようとする人が申請し、認定されないと支給できません。詳しくはお問い合わせください。